

令和5年度石岡市資源ごみ回収事業補助金交付要綱

(令和5年3月31日石岡市告示第300号)

(目的)

第1条 この告示は、石岡市において資源ごみを回収し、再利用及び再資源化のために集団により回収を行う団体に対し、補助金を交付することにより事業の普及拡大を図り、もって資源化及び減量化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源ごみ 古紙類、びん類、金属類、古布等資源として再利用できるものをいう。
- (2) 地域団体 町内会、自治会、子供会、婦人会、老人会等の団体をいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付を申請できる者は、年2回以上資源ごみの回収を実施した市内地域団体とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、総重量に1キログラム当たり単価4円を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、この場合において、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、資源ごみ回収事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、同一申請者による申請は年度あたり2回までとする。

- (1) 資源ごみ回収業者発行の取引伝票
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、資源ごみ回収事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 申請者は、補助金の額の決定及び確定について、前条の規定による通知を受けたときは、資源ごみ回収事業補助金交付請求書(様式第3号)に補助金交付決定書兼確定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、期限を定めて次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。この場合において、補助金の返還額の算定は、資源ごみの回収量等を考慮し、市長が決定し、資源ごみ回収事業補助金返還通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 集積所に排出された資源ごみ等不当に資源ごみを回収したとき。
- (3) その他市長の指示又は条件に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、申請者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(調査)

第9条 市長は、補助金の適正な交付のために必要な範囲において、申請者に対し必要な調査又は報告の聴取をすることができる。

2 市長は、前項の調査又は報告の聴取の結果、不適切と認められるときは前条第1項に準じ必要な措置を講じるものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、補助金の処理に関する台帳により諸記録を整備し、管理するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年度石岡市資源ごみ回収事業補助金交付要綱の廃止)

2 令和4年度石岡市資源ごみ回収事業補助金交付要綱（令和4年度石岡市告示第352号）
は、廃止する。

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

団 体 名

代表者氏名

資源ごみ回収事業補助金交付申請書兼実績報告書

令和5年度石岡市資源ごみ回収事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 実施年月日 年 月 日 , 年 月 日
- 2 参加人数 人
- 3 資源ごみ回収実績

古紙類		び ん 類				金 属 類				布類	その他 ()
新聞紙	kg	ビールビン大 酒四合	610g	本	kg	アルミ 缶	18g	本	kg	kg	kg
雑誌	kg	ビールビン中	450g	本	kg	スチール 缶	32g	本	kg		
段ボール	kg	一升瓶 (1.8ℓ)	940g	本	kg	鉄くず					
紙パック	kg	コーラびん 酒二合	380g	本	kg						
小計	kg	小 計			kg	小 計			kg	kg	kg
合 計										kg	
補 助 金 申 請 額										円	

添付書類

- (1) 資源ごみ回収業者発行の取引伝票
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

資源ごみ回収事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった石岡市資源ごみ回収事業補助金については、下記のとおり決定及び確定したので、令和5年度石岡市資源ごみ回収事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---------|----|-----|
| 1 決定の区分 | 交付 | 不交付 |
| 2 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 不交付理由 | | |

年 月 日

石岡市長 宛

住 所
団 体 名
代表者氏名

資源ごみ回収事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定及び確定通知のあった補助金について、令和5年度石岡市資源ごみ回収事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

補助金の名称	
交付決定及び確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定額	円

※石岡市資源ごみ回収事業補助金交付決定通知書兼確定通知書の控えを添付すること。

3 振込口座

振込口座	
フリガナ	
口座名義	

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

資源ごみ回収事業補助金返還通知書

年 月 日付けで交付決定及び確定通知した補助金について、令和5年度石岡市資源ごみ回収事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 返還すべき金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金の内容

確 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 確 定 額	円
補助金の既交付額	円（ 年 月 日交付）
返 還 事 由	